

貸発第 181 号
2022 年 3 月 8 日

貸借取引参加者
貸借取引事務取扱責任者 殿

日本証券金融株式会社
貸借取引部長 赤羽 淳

NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS 連動型上場投信（1324）に係る
貸借取引のご利用について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS 連動型上場投信（1324）につきましては、申込停止措置¹および品貸料（逆日歩）の最高料率を 10 倍とする臨時措置²を実施しておりますが、株式会社東京証券取引所より公表された 2022 年 3 月 7 日付「『NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS 連動型上場投信』に関する注意喚起」によりますと、当該銘柄につきましては、今後の市場環境等を踏まえ、売買を停止する可能性があるとのことです。

当社といたしましては、今後の当該銘柄を取り巻く状況次第では、貸借取引貸出規程第 4 条に基づき融資および貸株のご返済をお願いすることもございますので、貴社におかれましては、当該銘柄の置かれている状況をご理解のうえ貸借取引をご利用いただくとともに、併せて当該銘柄の制度信用取引をご利用のお客様に対しまして、あらかじめご注意、ご説明いただくようお願い申し上げます。

敬 具

¹ 2022 年 2 月 24 日付社発第 T-759 号

² 2022 年 2 月 24 日付社発第 T-762 号

(ご参考) 貸借取引貸出規程

第 4 条 当社は、つぎの各号に掲げる場合においては、一部もしくは全部の貸借取引参加者、第 7 条に規定する取引区分の一部もしくは全部、または一部もしくは全部の銘柄について、増担保金の徴収、貸付けの制限もしくは停止、または貸し付けている金銭もしくは株券等の返済の請求を行うことができる。

- (1) 貸借取引参加者の金銭または株券等の借入額がその資力または営業状況に照らして過当となるおそれがあり、または過当であると認められるとき
- (2) 特定の銘柄について貸借取引の量が異常に増加し、または増加するおそれがあるとき
- (3) 買占めその他の原因により、特定の銘柄について株券等を調達することが不可能な状態となるおそれがあるとき
- (4) 経済情勢の激変その他の事情により、有価証券の相場が暴騰もしくは暴落し、またはそのおそれがあるとき
- (5) 前各号のほか、貸借取引の公正、円滑な運営が著しく阻害されるおそれがある場合において、これを防止するため必要と認めるとき